解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存立時期の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

東京都北区中里三丁目一二番一号

社団法人基督教会伝道社団

代表清算人　大木　英夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

東京都千代田区西神田三―一―六

財団法人教育研究振興会

清算人　秦　明夫

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年十二月三日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

愛知県北名古屋市鍛治ケ一色高塚一五九番地　西春鍛治ケ一色土地区画整理組合

清算人代表　牧野　俊一

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十二月十一日奈良県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

奈良県御所市一番地の三　御所市土地開発公社

代表清算人　宮谷　太

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年九月二十九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

島根県江津市桜江町市山三三八番地　市山生産森林組合

清算人　田原　義夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月十七日開催の社員総会の決議並びに高知県知事の認可により平成二十五年十二月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

高知県高知市鴨部三丁目四番二七―七号　医療法人楽山

清算人　鎭西ひふみ

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

大分県豊後高田市見目一一八番地　社団法人豊後高田市農業公社

代表清算人　永松　博文

解散公告（第三回）

当法人は、社員総会の決議により平成二十五年十一月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

山形県米沢市大字上新田六五七番地の一　社団法人新田社

代表清算人　須藤　勇助

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

山形県寒河江市元町一丁目一七番地の五　財団法人西村山労働福祉会館

代表清算人　白田　敬一

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十五年十二月十六日厚生労働大臣の認可により解散しましたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

東京都港区三田一丁目四番二八号　サニクリーン厚生年金基金

清算人　山田　健

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

横浜市中区尾上町五丁目八〇番地　社団法人神奈川県信用組合協会

代表清算人　椎野　武

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十五年十二月二十四日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

岐阜県岐阜市日置江二六四八番地の二　岐阜県自動車販売厚生年金基金

代表清算人　三宅　敏機

解散公告（第三回）

当法人は平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

愛知県一宮市栄四丁目二番一号　社団法人尾西化合繊貿易振興会

代表清算人　森　克彦

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為で定めた存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

三重県四日市市大字羽津甲五一六九番地財団法人日本万国博オーストラリア記念館内　財団法人日本万国博オーストラリア記念館

代表清算人　永田　雅裕

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年十二月三十一日滋賀県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

滋賀県大津市御陵町三番一号　大津市土地開発公社

清算人　茂呂　治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年六月二十三日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

広島市東区光町一丁目一一番五号地産ビル一〇〇三号　社団法人広島県教育会

代表清算人　佐藤　陽祐

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十日

愛媛県四国中央市川之江町四〇八四番地一　社団法人川之江国際交流協会

代表清算人　三木　輝久